国会事項

衆議院

質問書提出

五月二十八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

加計学園問題にかかわる愛媛県提出文書に関する質問主意書（奥野総一郎提出）

「統合幕僚監部等によるイラク『日報』に係る大臣報告の経緯について」に関する質問主意書（宮川伸提出）

高度プロフェッショナル制度におけるジョブディスクリプション等に関する質問主意書（山井和則提出）

議事日程

五月二十九日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十五号

平成三十年五月二十九日（火曜日）

午後一時開議

第一　文部科学省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案（内閣提出）

第三　民法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四　働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）

参議院

議案付託

五月二十八日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第五四号）　内閣委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三五号）　文教科学委員会に付託

土地改良法の一部を改正する法律案（閣法第四九号）　農林水産委員会に付託

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五一号）　経済産業委員会に付託

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案（閣法第五二号）　国土交通委員会に付託

質問主意書転送

五月二十八日次の質問主意書を内閣に転送した。

実験動物の獣医学的ケアの必要性に関する質問主意書（川田龍平提出）（第一一二号）

精神障害者の非自発的入院と障害者権利条約の趣旨に関する再質問主意書（川田龍平提出）（第一一三号）

薬剤師法第十九条の「医師、歯科医師、獣医師による調剤」を認めるただし書に関する再質問主意書（川田龍平提出）（第一一四号）

国立国会図書館

○国立国会図書館告示第一一号

国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件の一部を改正する件を次のように定める。

平成三十年五月三十日　国立国会図書館長　羽入佐和子

国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件の一部を改正する件

国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件（平成二十五年国立国会図書館告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一項第一号中「八十九円」を「九十三円」に改める。

附　則

1　この告示は、平成三十年五月三十日から施行する。

2　この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

人事異動

内　閣

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　菅　義偉

外務大臣河野太郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

香川　徹也　友重　雅裕

判事兼簡易裁判所判事に任命する（各通）（以上五月二十六日）

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三はロシア国ご出張のため五月二十七日帰朝した。

○経済産業大臣臨時代理解職

国務大臣　茂木　敏充

経済産業大臣世耕弘成帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　茂木　敏充

内閣府特命担当大臣世耕弘成帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を免ずる（以上五月二十七日）

内　閣　府

折木　良一

宇宙政策委員会委員に任命する（五月二十八日）

最高裁判所

○定年退官

簡易裁判所判事池田善信は五月二十二日限り定年退官

公　告

諸　事　項

第三者所有物の没収に関する公告

平成30年5月30日　札幌地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第2条第2項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成30年6月27日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　札幌地方裁判所

2　被告事件名　関税法違反、消費税法違反、地方税法違反

3　被告人氏名　郭　祥

4　公判期日　平成30年7月9日

5　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項

金地金3個（平成30年領第409号符号1、6、7）

6　没収の理由となるべき事実の要旨

被告人は、中華人民共和国から金地金3個（合計約3000.10g）を輸入するに当たり、これに対する消費税及び地方消費税を免れようと企て、氏名不詳者らと共謀の上、平成30年4月7日（現地時間）、中華人民共和国香港特別行政区所在の香港国際空港において、キャセイパシフィック航空第580便に搭乗する際、前記金地金3個を隠匿携行し、同航空機により、同日午後2時32分頃、北海道千歳市美々所在の新千歳空港に到着し、同日午後3時5分頃、同空港内函館税関千歳税関支署入国旅具検査場において、法令により通関に関する税関長の権限の委任を受けた同税関支署長に対し、入国に伴う携帯品検査を実施する情を知らない同支署職員を介し、金地金を輸入する事実を秘し、申告すべきものはない旨の輸入及び納税の申告を行い、税関長の許可を得ないで前記金地金3個を輸入しようとするとともに、不正の行為により保税地域から引き取られる課税貨物である前記金地金3個（課税価格1351万355円相当）に対する消費税85万1100円及び地方消費税22万9600円を免れようとしたが、同支署職員によって前記金地金3個を発見されたため、その目的を遂げなかったものである。

有権者申出方

元当局所属公証人礒尾正の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出てください。

平成30年5月30日　大阪法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第2号の規定に基づき、平成30年5月22日から1週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成30年5月30日

宮崎地方法務局長　馬場　潤

記

氏名　片野坂宗昭

所属する司法書士会　宮崎県司法書士会

登録番号　宮崎第349号

事務所の所在地　宮崎県小林市真方542番地2

違反行為　本人確認義務及び登記申請意思確認義務違反等